

審査請求人からの生活保護申請は、第1に当初生活保護の相談があった前日まで一定の資産（預金）を保有しており、当該資産を当面生活費に充てることが可能であったにもかかわらず、本人の都合により消費したこと、第2に扶養義務者からの援助を積極的に活用する努力が見られないことなどから、生活保護法の規定に反するものとして保護申請を却下したものである。

(4) 請求人の反論

処分庁の弁明に対する請求人の反論は、概ね以下のとおりである。

年金のみの生活となり、毎月の家賃とその他の必要経費などで生活に困っている現状を訴えて、処分庁が行った保護申請の却下処分の撤回を求めたものである。

(5) 事実認定

- 1 請求人は、平成20年1月31日付けで、高齢のため仕事に就けず収入が減少したことから生活困窮を理由に保護申請をしたこと。
- 2 処分庁は、平成20年1月31日に保護申請のため来所した請求人と面接したと。
- 3 請求人に対する扶養照会の結果、弟妹（3人）及び子（1人）から扶養援助否の回答があったこと。
- 4 資産（生命保険及び預貯金）調査の結果、四国銀行〇〇支店の請求人口座から平成19年11月26日付けで、1,403,451円の預金が引き出されていたこと。
- 5 処分庁は、平成20年3月7日付けで請求人に対して、原処分をしたこと。

(6) 争点

本審査請求における争点は、処分庁が行った原処分について、違法又は不当のものと言えるか否かである。

(7) 判断

以下のとおり判断する。

法第4条第1項には、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、生活に困窮する者が、その有する資産等を最大限に活用したと認められる場合は同項に規定する要件を満たすと解される。

そこで、これを本件についてみると、処分庁は事実認定にあるように請求人に係る資産（生命保険、預貯金）調査を実施している。

この調査の結果、請求人口座から一定金額の預金が引き出されている事実が発覚、さらに、引き出し日が当初の相談日の前日であったことなどから、請求人からの全額借金返済に充てたという説明にもかかわらず、処分庁は、請求人が生活保護申請のための身辺整理と認識し、恣意的に資産の活用を忌避したと判断したものである。

しかしながら、法第4条第1項の規定は現に利用し得る資産、その他あらゆるものを活用することを要件としているものであり、平成20年1月31日付けの保護申請

時点においては、請求人が活用可能な資産等はなく、年金収入のみが唯一の生活費となっているものである。

このため、生活保護申請以前の資産については、それぞれの世帯の事情により用途は様々であり、今回の請求人が行った借金返済についても、個人の所有物は自由に処分することができる旨民法上にも規定されていることから、この行為を不当なものであるとの判断は成り立たない。

また、この行為が、生活保護申請直前であったことを考慮しても、仮に請求人が作為的に偽装して生活保護の受給を可能にするためのものであったことを立証できない以上、これをもって恣意的に忌避したとの判断は妥当でないとする。

一方、法第4条第2項に規定する扶養義務者からの援助については、そもそも扶養義務の具体的内容が当事者間の関係、資力等個々の事情により様々であり、弾力的な運用が求められるものであるため、民法上は扶養義務の内容について画一的明確な規定を置かず、当事者間の協議等に委ねているものである。

従って、扶養義務者が自らの生活実態等を考慮したうえで、扶養の可否を判断したものである以上、これを強制的に排除することは妥当な判断ではない。

よって、処分庁が法第4条第1項及び同条第2項の規定による保護受給要件を欠くものとした原処分については、確かに、疑惑を抱く部分は相当程度にあると思われるものの、結論として、これをもって行った原処分については上述のとおり不当な処分であったと言わざるを得ない。

以上、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成20年 5 月 9 日

高知県知事 尾崎 正直

(教示)

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この裁決の前提となる処分をした高知市を被告として(訴訟において高知市を

代表する者は高知市長となります。) 処分の取消しの訴えを、あるいは高知県を被告として
(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。) この裁決の取消しの訴えを提起
することができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内
であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分及び裁決の取消し
の訴えを提起することができなくなります。)

これは謄本である。

平成20年 5月 9 日

高知県知事 尾崎 正直